

4月から介護保険料が変わります

介護保険では、65歳以上の方の保険料は、3年に1度改定される町の介護保険事業計画に基づき決められています。

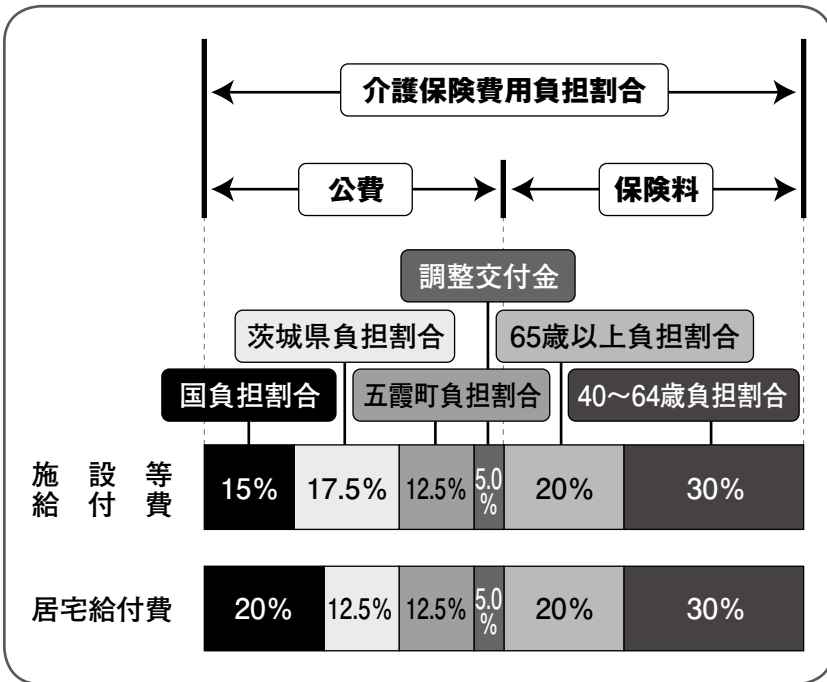
今般、平成21年度から平成23年度までを計画期間とした「第4期介護保険事業計画」が策定されたことに伴い、介護保険料も改定されました。

第4期介護保険事業計画では、65歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者数も増加することが見込まれます。また、在宅サービスの利用の伸びや、施設入所者の増加などから介護サービスの利用が増えます。更に、近年の介護従事者の確保が困難な事態を反映して、介護従事者の処遇改善のための介護報酬の改定を踏まえ、介護給付費が増加することが見込まれます。

今後、3年間の介護給付費の総額から、法定負担割合（下表「介護保険費用負担割合」を参照）に基づき、65歳以上の方の保険料を算定すると、基準月額が3,900円になります。この基準額をもとに低所得者の負担に配慮しつつ、平成18年度か

ら講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置が平成20年度をもって終了することから、当該激変緩和措置終了による税制改正の影響を緩和するため、現行の4段階を2つに分けるとともに、第5段階を2段階に細分化し、保険料負担の軽減を図ります。

【介護保険費用負担割合】



○年金天引きの方
平成21年度の住民税が決定するまでの4月、6月、8月については、原則2月の額と同額が天引きされ、10月からは、差額を含めた調整後の保険料を納めていただきます。

○納付書で納める方
納付書で納めている方については、7月から12月までの6回で納めていただくこととなります。

【第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額】

第4期計画		基準に対する割合	月額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または老人福祉年金の受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0.50	1,950
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で「合計所得金額+課税年金収入額」が80万以下の方	0.50	1,950
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階対象以外	0.75	2,925
第4段階	本人が市町村民税非課税の方		
	うち「公的年金等収入+合計所得金額」が80万以下の方	0.90	3,510
	上記を除く	1.00	3,900
第5段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	1.20	4,680
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	1.25	4,875
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	1.50	5,850

○お問い合わせ
健康福祉課 高齢者支援G（内線238）